二　ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関

ベトナム人就労介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人就労介護福祉士候補者

(一)　ベトナム厚生労働省告示第二の二の1に定めるベトナム人介護福祉士候補者であること。

(二)　ベトナム厚生労働省告示第二の二の2に定める研修を受けること。

(三)　在留期間の更新又は在留資格の変更を受ける場合は、在留状況が良好であること。

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)　ベトナム人就労介護福祉士候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬をベトナム人就労介護福祉士候補者に支払うこととしていること。

(三)　ベトナム人就労介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、ベトナム人就労介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

(四)　雇用受入れ施設がベトナム厚生労働省告示第二の二の3に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の二の4に定める要件を満たしていること。

(五)　(二)に掲げる同等報酬の要件の遵守状況、(四)に掲げる雇用受入れ施設の要件の遵守状況及び同施設で行う研修の実施状況について、毎年一月一日現在で、受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

(六)　受け入れているベトナム人就労介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人就労介護福祉士候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れている活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人就労介護福祉士候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

三　ベトナム人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関

ベトナム人就学介護福祉士候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人就学介護福祉士候補者

(一)　ベトナム厚生労働省告示第二の三の1に定めるベトナム人介護福祉士候補者であること。

(二)　ベトナム厚生労働省告示第二の三の2に定める研修を受けること。

(三)　在留期間の更新又は在留資格の変更を受ける場合は、在留状況が良好であること。

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者の受入れ並びに外国人の留学又は就学に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)　ベトナム人就学介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、ベトナム人就学介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

(三)　介護福祉士養成施設が、ベトナム厚生労働省告示第二の三の3に定める要件を満たしていること。

(四)　(三)に掲げる介護福祉士養成施設の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

(五)　受け入れているベトナム人就学介護福祉士候補者に係る養成課程の履修許可を取り消す場合には取消し予定日及び取消しの理由について、受け入れているベトナム人就学介護福祉士候補者が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人就学介護福祉士候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人就学介護福祉士候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

四　ベトナム人看護師及びその受入れ機関

ベトナム人看護師及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人看護師

(一)　ベトナム厚生労働省告示第三の一の1に定めるベトナム人看護師であること。

(二)　在留期間の更新又は在留資格の変更を受ける場合は、在留状況が良好であること。

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)　ベトナム人看護師との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬をベトナム人看護師に支払うこととしていること。

(三)　雇用受入れ施設が、ベトナム厚生労働省告示第三の一の2に定める要件を満たしていること。

(四)　(二)に掲げる同等報酬の要件の遵守状況及び(三)に掲げる雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、受入れ調整機関を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

(五)　受け入れているベトナム人看護師との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているベトナム人看護師が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているベトナム人看護師が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該ベトナム人看護師の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

五　ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関

ベトナム人介護福祉士及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

1　ベトナム人介護福祉士

(一)　ベトナム厚生労働省告示第三の二の1に定めるベトナム人介護福祉士であること。

(二)　在留期間の更新又は在留資格の変更を受ける場合は、在留状況が良好であること。

2　受入れ機関

(一)　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

(二)　ベトナム人介護福祉士との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬をベトナム人介護福祉士に支払うこととしていること。